

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	佐野地区 ( 佐 野 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月5日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・過去の基盤整備により概ね集約・集積が実施されているが、今後の農業経営の継続が課題となっている。  
 ・一般企業の定年延長により担い手が不足するだけでなく、農業者の高齢化も進んでおり、新規就農者をはじめ多様な担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・(農)佐野ファーム、(農)たなかふぁーむ、山口春夫は米の作付を主とした佐野地区の中心となる担い手と位置づけ、効率的な営農実現のため、農地の集積・集約を進める。  
 ・個人農家は可能な限り現状を維持しつつ、何らかの事情で耕作の継続ができなくなった場合、担い手へ集積して

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備した農地とその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後も地区の中心となる担い手に集積を進め、団地面積の拡大を地域で話し合うなど調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、農地中間管理機構を通じて集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
佐野地区の農地の次を担う団体はあるが若い世代がおらず、同地区に若い人がいないため、何らかの魅力づくりを検討し、地域外からの担い手の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、農地まわりはフェンスで囲ってあるが、被害があるため何らかの見直しをしていく。
- ②米の特別栽培に取り組んでおり、今後も継続していく。
- ⑤ブドウ、花の栽培に取り組んでおり、今後も継続していく。
- ⑦日本型直接支払交付金制度を利用し、地域の農地の維持、保全を図る。
- ⑩味噌、麴の加工品をつくり、ネット販売しており、今後も取り組んでいく。